

平成19年 6月18日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2時30分 開議)

(出席議員)

- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 1番  | 南  | 政夫  |
| 2番  | 橘  | 照茂  |
| 3番  | 下池 | 外巳造 |
| 4番  | 須磨 | 隆正  |
| 5番  | 越後 | 敏明  |
| 6番  | 田中 | 正文  |
| 7番  | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番  | 富澤 | 軒康  |
| 9番  | 櫻井 | 俊一  |
| 10番 | 林  | 一夫  |
| 11番 | 松浦 | 恒義  |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治  |
| 14番 | 辻  | 武美  |
| 15番 | 久木 | 拓栄  |
| 16番 | 木村 | 正男  |
| 17番 | 山本 | 辰榮  |
| 18番 | 稲村 | 幸雄  |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- |       |   |    |    |
|-------|---|----|----|
| 町     | 長 | 細川 | 義雄 |
| 副町    | 長 | 坪野 | 高志 |
| 副町    | 長 | 綱木 | 常一 |
| 総務課   | 長 | 藤沢 | 仁  |
| 富来支所  | 長 | 二見 | 博  |
| 企画財政課 | 長 | 木坂 | 孫信 |
| 監理課   | 長 | 藤田 | 好博 |
| 税務課   | 長 | 柴田 | 一廣 |

住 民 課 長	田 村 実
子育て支援課長	宮 本 俊 一
健 康 福 祉 課	笹 川 門 治
生活安全課長	西 清 一
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	横 川 外 治
建 設 課 長	山 崎 脩 平
上下水道課長	山 本 政 直
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会 計 管 理 者	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	中 田 政 光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 報告第1号ないし第27号  
議案第48号ないし第56号  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求める件
- 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の  
閉会中の継続審査の件

---

( 開 議 )

林 一夫議長 これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

## 日程第 1 . 諸 般 の 報 告

林 一夫議長 日程に入り、諸般の報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。  
諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 3 . 町長提出 報告第 1 号ないし第 2 7 号及び 議案第 4 8 号ないし第 5 6 号 ( 委員長報告、質疑、討論、採決 )

林 一夫議長 続いて、町長提出 報告第 1 号ないし第 2 7 号及び議案第 4 8 号ないし第 5 6 号を一括して議題といたします。

以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 越後 敏明 君。

越後 敏明総務 はい、議長。

常 任 委 員 長 総務常任委員長報告をいたします。

平成 1 9 年第 2 回の定例会において、総務常任委員会に付託されました、報告 6 件、議案 5 件について、1 2 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第 1 号「平成 1 8 年度一般会計補正予算 ( 第 6 号 )」については、事業費の確定及び精算等に伴うものが主な内容であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

審議に際し委員からは、住宅使用料の減額理由、土地売り払い物件の明細や公募方法、西部台地キャンプ場使用料及び財政調整基金繰出金並びに能登空港利用促進助成金の実績等についての質問があり、それぞれ担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、報告第 9 号「税条例の改正」及び第 1 1 号「都市計画税条例の改正」については、たばこ税の税率改正、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設及び租税条約改正に伴う個人町民税の課税の

特例創設、また、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正によるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

続きまして、報告第13号及び第19号並びに第20号につきましては、平成19年度の一般会計の補正予算であります。

報告第13号は(第1号)、報告第19号は(第2号)、報告第20号は(第3号)であり、補正内容は、能登半島地震災害復旧費、また、その関連経費及び石川県が補正予算の専決処分を行った能登半島地震災害対策経費に係る関連事業の予算計上並びに緊急を要する事業等の補正であるとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって承認すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは地震に伴う各地区集会所の修繕、災害等廃棄物処理事業国庫補助金、交付税の指針や今後の一般財源の状況について質問がなされ、それぞれ担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第48号「町長の給与減額に関する条例」については、行政上の責任を痛感していることによる町長自身の給料の一部を減額するとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第49号「特別会計条例の改正」については、ケーブルテレビ事業を消費税法上の特別会計事業に変更することにより、消費税の還付を受けられるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号及び第51号につきましては、平成19年度の一般会計の補正及び特別会計の当初予算であります。

議案第50号は「一般会計補正予算(第4号)」、議案第51号は「ケーブルテレビ事業特別会計予算(当初)」であり、それぞれの内容はケーブルテレビ事業特別会計を設置したことに伴うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第56号は、「工事請負契約の変更」についてであり、19年第1回定例会で議決した志賀町立統合中学校建設工事(高浜中校舎

解体撤去)の工事請負契約に係るものであり、校舎一部にアスベスト含有物が吹き付けられており、適切な処分をするため増額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

また、その他の件としましてケーブルテレビ事業の進捗状況、今後のスケジュール、事業費及び管理運営方針並びに加入負担金や利用料金等の概要について、担当課長より詳細な説明を受けるとともに、今定例会の付託案件ではありませんが、建設工事等の入札改善・改革についての説明がありましたので申し添え致します。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本会議において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せてご報告いたします。

以上、総務常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 教育民生常任委員長 橘 照茂 君。

橘 照茂教育 はい。

民生常任委員長 教育民生常任委員長報告を致します。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました、報告11件、議案1件について、14日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号ないし第3号及び第7号につきましては、平成18年度の一般会計及び特別会計の補正予算であります。

報告第1号は一般会計補正予算(第6号)、報告第2号は国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、報告第3号は老人保健特別会計補正予算(第2号)、報告第7号は町立診療所事業特別会計補正予算(第5号)であり、各会計の補正内容はいずれも、事業費の確定及び精算等に伴うものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

審議に際し、一般会計では委員からは自立支援型住宅支援などの住宅リフォーム事業、チャイルドシート支援事業の実績、児童館の利用実績等、心身障害者授産施設運営費補助金、身体障害者デイサービス事業委託料及

び知的障害者施設訓練等支援費並びに障害者自立支援審査会経費、また、特別会計では人間ドック利用者数、保険給付費の療養給付費や移送費、介護納付金分滞納繰越についての質問がなされ、それぞれ町長及び担当課長から詳細な説明を受けるとともに、各種業務について各課連携をしながら全職員に周知し町民の方へ、お知らせできる体制づくりや人間ドック等、事業の継続をして町民の健康増進を図ってもらいたとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

次に、報告第10号「国民健康保険税条例の改正」については、地方税法施行令の改正に伴うものであり、内容につきましては、一世帯あたりの課税限度額を56万円に改めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

続いて、報告第12号「平成18年度介護保険特別会計補正予算(第4号)」については、保険事業勘定と介護サービス勘定をそれぞれ減額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

次に、報告第13号「平成19年度一般会計補正予算(第1号)」については、能登半島地震災害復旧費及びその関連経費を追加するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは民間保育所災害復旧事業費補助金の根拠についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、報告第19号「平成19年度一般会計補正予算(第2号)」については、石川県が補正予算の専決処分を行った能登半島地震災害対策経費に係る関連経費の計上であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第20号及び第21号並びに第27号につきましては、平成19年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算であります。

報告第20号は一般会計補正予算(第3号)、報告第21号は国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、報告第27号は町立富来病院事業会計補正予算(第1号)であり、各会計の補正内容はいずれも、災害復旧費や

緊急を要する事業等の補正に伴うものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは一般会計の小学校における英語活動等国際理解活動推進事業についての質問がなされ、教育長から詳細な説明を受けるとともに、事業経過後に活動の取り組みが下がらないようにとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

続いて、議案第52号「国民健康保険条例の改正」については、国民健康保険運営協議会委員に被用者保険等保険者を代表する委員を1名加えるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、志賀町ショートステイ建設工事、高浜中校舎解体撤去の概要について、担当課長より説明がありましたのでご報告致します。

また、その他の件としまして、新志賀中の現況、羽咋郡市広域圏消防費分担金の算出基準についての質問がなされ、それぞれ教育長及び担当課長より説明がありました。

また、版画館整備について町長への提案もありましたので併せて申し添え致します。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本議会において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 産業建設常任委員長 富澤 軒康 君。

富澤 軒康産業 はい、議長。

建設常任委員長 産業建設常任委員長報告を行います。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、報告18件、議案3件について、15日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号及び第4号ないし第6号並びに第8号については、

平成18年度の一般会計及び特別会計の補正予算であります。

報告第1号は一般会計補正予算(第6号)、報告第4号は農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)、報告第5号は公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)、報告第6号は地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第3号)、報告第8号は簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)であり、各会計の補正内容はいずれも、事業費の確定及び精算等に伴うものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

審議に際し、委員からは志賀の郷運動公園管理事業、農産物直売所管理経費等について質問がなされ、担当課長から詳細に説明を受けております。

次に、報告第13号ないし第18号については、平成19年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算であります。

報告第13号は一般会計補正予算(第1号)、報告第14号は農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、報告第15号は公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、報告第16号は地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)、報告第17号は簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、報告第18号は水道事業会計補正予算(第1号)であり、各会計の補正内容はいずれも、能登半島地震災害復旧費及びその関連経費の補正との説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは農業集落排水事業災害復旧に伴う補償金等について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、報告第19号「平成19年度一般会計補正予算(第2号)」につきましては、石川県が補正予算の専決処分を行った能登半島地震災害対策経費に係る関連事業の計上であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第20号及び第22号ないし第26号については、平成19年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算であります。

報告第20号は一般会計補正予算(第3号)、報告第22号は農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、報告第23号は公共下水道事業特

別会計補正予算（第2号）、報告第24号は地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）、報告第25号は簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、報告第26号は水道事業会計補正予算（第2号）であり、各会計の補正内容はいずれも、災害復旧費や緊急を要する事業等の補正であるとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

続いて、議案第53号「都市計画審議会条例の改正」については、同審議会の委員定数等を改めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「水道事業の設置に関する条例改正」については、水道未普及地区である笹波地区の一部を水道区域に加えるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第55号「家畜導入事業資金供給事業（特別導入事業）基金条例の廃止」については、本事業が税源移譲の対象とされたことにより、貸付中止と国庫基金の返納の実施方針が打ち出され、平成18年度において国・県基金の全額返納と一部畜産農家の貸付未納金が完納されたため廃止するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

また、その他の件としまして、能登半島地震に伴う各課所管施設の被害状況及び復旧状況等について、担当課長より詳細な説明がありましたので、ご報告いたします。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本議会において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 委員長の報告を終わります。

---

（ 質 疑 ）

林 一夫議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

（発言なし）

林 一夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

林 一夫議長 これより、以上の各件に対する討論に入ります。  
( 発言なし )

林 一夫議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

林 一夫議長 これより、採決いたします。  
まず、町長提出 報告第1号を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
( 起立 17名 )

林 一夫議長 起立全員。  
よって、本件は委員長報告のとおり、可決されました。  
次に、町長提出 報告第2号ないし第8号を一括して採決いたします。  
以上の各件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
以上の各件は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
( 異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし )

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。  
よって、以上の各件は、委員長報告のとおり、可決されました。  
続いて、町長提出 報告第9号を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
( 異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし )

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。  
次に、町長提出 報告第10号を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 報告第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 報告第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 報告第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

林 一夫議長 よって、本件は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 報告第14号ないし第18号を採決いたします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各件は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 報告第19号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 報告第20号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 報告第21号ないし第27号を採決いたします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各件は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第52号ないし第55号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

---

### 日程第3 人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求める件

林 一夫議長 次に、人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求める件を議題と致します。

本件は、人権擁護委員に大野 堯 君、三沖 博 君を推薦することにつき、議会の意見を求めるものであります。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり、適任とし、答申いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように答申いたします。

---

日程第4 . 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の  
閉会中の継続審査の件

林 一夫議長 続いて、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

林 一夫議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。

平成19年第2回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会いたします。

これにて散会いたします。

(午後3時04分 散会)

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会臨時議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員

## 議 長 報 告

### 1．議長報告第13号

法人の経営状況について

志賀町土地開発公社

財団法人志賀町公共施設等管理公社

有限会社フローリィ

株式会社富来観光産業振興公社

### 2．議長報告第14号

繰越明許計算書について

### 3．議長報告第15号

閉会中継続審査について

総務常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

議会運営委員会委員長

### 4．議長報告第16号

委員会審査報告

総務常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長